

労働賃銀不拂ニ發端ニ標記工場ニ労働争議發生、解決シタル  
カ狀況左記ノ通

記

一、争議發生ノ場所

古田ヶ谷區玉川瀬田町四三ニ番地

二、事業主側

名 稱 玉川染工場

事業主 守安龍三

資本金 五拾萬圓

事業ノ種類 スクリン捺染

使用労働者 四八名（内鮮人一四名）

三、労働者側

争議参加者 三八名（内鮮人一四名）

争議参加者中組合加入者及應接労働者組合其ノ他ナシ

四、争議發生ノ時 八月二十八日

五、争議解決ノ時 九月二日

六、争議發生原因

労働賃銀不払ニ發端シ客月十九日労働争議發生シ未払賃  
銀千貳百圓中参百圓ヲ支拂ヒ残額ハ廿一日廿五日ノ両日  
ニ涉リ支拂ノ約束ニテ解決シタルカ事業主側ハ約束期日  
ニ支拂ヲ為サザルニ因ル

七、經過

(1) 前叙ノ如ク約束ノ期日ニ支拂ヲ為サザル為メ職工側ハ  
憤慨シ客月二十八日朝ヨリ罷業シ榎村常太郎外六名ヲ代  
表トシ事業主ト会见賃金支拂ヲ交渉シタルニ

事業主ヨリ